

報 告 第 7 号

債 権 の 放 棄 に つ い て

富士見市債権管理条例（平成29年条例第13号）第11条第1項の規定により、次のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

債権の名称	債権の件数	債権の金額	所管課
水道料金	632件	1,449,373円	水道課

令和4年8月30日提出

富士見市長 星 野 光 弘